

第1回 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会
議事概要

日 時：令和7年1月31日（金）10:00～12:00

場 所：虎ノ門37森ビル12階会議室

出席者：生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、豊福参与、林参与、
藤谷参与、松元参与、弥永参与、湯浅参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、鈴木法令基準室長、古谷企画官

【議事】

- (1) 本研究会の運営について
- (2) 「本日主に議論していただきたい事項」に関する意見交換
- (3) 自由討議

【概要】

○ 冒頭、高角局長から、新公益信託制度の施行に向け、本研究会の議論やパブリックコメントなど幅広く意見を聴き、透明性の高い形で検討を進めていく方針であること、政令及び内閣府令について本年夏を目途に決定することを目指しており、本研究会で集中的に議論をお願いしたいこと、従来の制度から大きく広がった仕組みとなる新制度の信頼性確保と使い勝手の良さを両立させていくことが重要だが、あらゆることを最初から想定することは困難であり、新たなニーズについては政令・内閣府令を柔軟に見直していくことを前提に、メリハリをつけて議論いただきたい旨の挨拶があった

○ 本研究会の運営について事務局から「新たな公益信託制度の施行準備研究会の設置について」及び「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会運営要領（案）」に基づき説明を行い、運営要領は原案のとおり決定された。

○ 研究会参与の互選により、座長は湯浅参与に決定された。

○ 議事（2）「本日主に議論していただきたい事項」に関する意見交換における主な意見等は次の通り。

①信託行為に定める事項

- ✓ 法第4条第2項各号に規定される事項が信託契約の必要的記載事項、それ以外に信託契約に記載されている事項は、任意的記載事項となり、信託契約全体が公益信託

認可の対象となるため、変更には原則認可が必要となるが、任意的記載事項を変更する場合には、軽微性に該当し、届出とするものと理解をした。このような整理でよいと考えるが、説明をわかりやすくしていくべきである。

- ✓ 信託契約の必要的記載事項と任意的記載事項という用語が使われているが、用語の定義を丁寧に説明しないと混乱が生まれると思う。必要的記載事項のなかにも、資料1-1の8頁の4のように、その行為等を行うのであれば記載する必要があるものも含まれ、このカテゴリーにあるものは別途定義を置くべきではないか。
- ✓ 軽微な変更の場合は、届出とのことだが、行政庁は、届出された情報をどのように取り扱うのか。公表等を行うのか。例えば、受託者自身のガバナンスがしっかりしていない場合、変更に係るプロセス等も確認する必要はないか。
- ✓ 必要的記載事項のみで公益性の判断ができるかどうか、契約書全体を見て判断すべきではないか。任意的記載事項が判断の一部となることもあり得るのではないか。
- ✓ 法第7条第2項第2号では委託者の氏名及び住所は求められていないが、契約書が公表されることで、そこに記載された自身の氏名が明らかになることに懸念を示す委託者も存在するのではないか。委託者が匿名である場合は考えられないのか。このようなニーズも踏まえ、申請書とその添付書類の公表範囲については、丁寧な議論が必要ではないか。
- ✓ 現行の実務では、委託者と信託の目的、財産の内容等を確認し、信託管理人や運営委員を選定したうえで、主務官庁と許可申請に向けて事前調整を行い、概ね許可が得られるだろうという段階で、主務官庁に対して、許可の本申請を行い、引受けの許可を受けた後、契約手続を行っている。
- ✓ 必要的記載事項を減らすことは重要だが、旧主務官庁制のような書類の往復、事前調整などは減らすようにすべきであり、認可において必要な事項については明らかにしておくことが求められる。

②受託者要件

- ✓ 受託者について、破産の懸念がないかをチェックする必要があるということは理解できる。一方で、信託財産の分別管理をしっかりと行っていることを前提とすれば、固有財産の財産基盤まで見る必要はないのではないか。公益信託は、前払いのように自身の財産を使わないといけない場面はあまり想定されない。また、個人が受託者となる場合、サラリーマンくらいの信用力があれば足りると考えるが、債務超過を目線としたときに、住宅ローン等があれば債務超過は容易に起きる状況であると考えられ、基準としても厳しすぎる印象がある。受託者が個人単独であれば、受託者が辞任等するときに交代できる手段をしっかりと確立している、その手段がなければ共同受託者とするといった新受託者の選任プロセスをしっかりと見るべきではないか。

- ✓ 固有財産の財産基盤まで求めることは、再検討すべきではないか。破産をしていないことの表明程度でいいのではないか。任務の存続可能性については、民事信託の例を参考に、後継受託者について、信託契約に予め規定できると望ましいが、5-10年といった短期間で終了する公益信託であれば必ずしも必要ではないのではないか。
- ✓ 個人が受託者となる場合、原則公益法人で求められる親族要件（3分の1ルール）を満たした合議制機関を設けることを求めるという事務局提案は、軽量軽装備という公益信託の主旨に反しており、慎重にお考えいただきたい。
- ✓ 1/3要件については慎重になるべき。受託者を複数にする、適切な委託をする、信託管理人についてしっかりした者を選任する等、公益信託法上で採れる手段は他にもある。いくつかの選択肢を並べていくことも重要ではないか。
- ✓ 本件は、どのような公益信託を念頭に置き、議論をするかも重要である。共通イメージがないと、従来の公益信託や公益法人の規制に引っ張られる。英米においては、小規模な信託も多数設定されている。小規模な公益信託を許容できないような参入障壁を設けるべきではない。
- ✓ 信託管理人が最後の砦でそれ以外は軽い装備でいいと思うが、そこまで信託管理人に期待していいのか。信託管理人の要件を甘くするのであれば、受託者には厳しさを要求しないといけない。全体のバランスや組み合わせで基準を設定していくのではないか。
- ✓ 公益活動の内容、受託者の属性、信託管理人の属性のマトリックスでそれぞれどのような場合に要件が満たされるかといった整理が必要ではないか。

③信託管理人の要件

- ✓ 信託管理人について、株式会社の監査役に相当するようなイメージを持っている。資料 3-2 第D+1条の解説において、受託者のガバナンスが必ずしも十分でない場合には、受託者の意思決定に参画するという記載がされているが、監督をする者が意思決定にも参画するのは違和感がある。執行と監督は分けるべきである。

④特別の利害関係者

- ✓ 特別の利益を与えてはならない関係者の範囲が広すぎると思う。ここに規定されていない者に対しても特別の利益供与が認められるものではない。特に委託者、受託者又は信託管理人が法人である場合に、役員や株主、従業員等どこまで範囲に含めるかという点は整理が必要。まず、信託管理人は意思決定を行う者ではなく、あまり広げる必要ないと考えられる。委託者は財産抛出者という立場ではあり、最低限設けるべきであり、受託者も多少見るべきとは思いますが、使用人までは範囲を広げすぎではないか。業務執行の意思決定機関の構成員（取締役、理事）、親・子会社、

非営利法人であれば、理事の過半数を輩出している法人くらいの範囲ではないか。

- ✓ 特別な利益供与とは具体的にどういったことか明確化すべきである。受給者を決定する際に、選考プロセスさえしっかりしていれば、問題ないのではないか。
- ✓ 特別の利益を与えた場合にどういうサンクションがあるのか、サンクションを課すだけで足りないのであれば、予め規制も必要となるが、善良な多くの受託者に対して一律の負担を強いると、ひいては誰にも使われない制度となる。バランスを考えていく必要がある。

以上